

令和元年第7回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和元年7月8日 午後3時56分
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和元年7月8日 午後3時56分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和元年7月8日 午後4時32分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

真鍋豊、大石茂美、長谷恭一、砥綿俊彦、八尋雄二、永田秀喜、
檜木勇、井上ユキエ、八尋洋一、萩尾博道、熊野修治、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、市川勘一、市川光秀、砥綿英彦、松原剛、
高田長次、佐藤英昭、中山榮二、八尋泰憲

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 萩尾浩三

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第21号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第22号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第15号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第16号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

○議長：では、皆さんおそろいですので、時間は若干早いですが、始めさせていただきたいと思
います。出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められました定足数に達しておりま
すので、ただいまから令和元年第7回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名をいたします。署名委員には3番委員の長谷様、9番委員の八尋
様、よろしくお願いいいたします。

それでは、本日の議事に従い、審議をお願いいたします。

お手元に配付しております議案目録の順序に従い、本日の会議を進めますので、よろしくお願
いいたします。

それでは、早速始めてまいります。

1ページをおあげください。農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に
関する件を報告いたします。報告第21号、議案書のとおり農地の権利移動届出が3件あります。
事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて、説明にかえさせていただきます。1ページになります。

1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか3筆。地積、田2,806平米、畑145平米、
合計2,951平米です。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか30筆。地積、田7,303平米、畑1万
2,030.41平米、合計1万9,333.41平米です。届出の事由、相続。あっせんの希望はありません。

3番。福岡市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、田841平米、合計841平米。届出の事
由、相続。あっせんの希望はありません。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑等のある方、お願いいいたします。

(なし)

○議長：質疑等ありませんので、以上で本件に関する報告を終わります。

次に行きます。2ページをおあげください。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号の規定による届出に関す
る件を報告いたします。

報告第22号、議案書のとおり届出が2件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて、説明にかえさせていただきます。

1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、田3,140平米のうち90平
米、合計3,140平米のうち90平米。届出の理由、適用条項第29条第1号、農業用設備置き場、作
業場として使用するためでございます。

2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田254平米のうち60平米、合計254

平米のうち60平米。届出の理由、適用条項第29条第1号、農業用倉庫として使用するためでございます。

以上です。

○議長：ありがとうございました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

次の3ページをおあげください。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第23号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて、説明にかえさせていただきます。

1番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、地積、田135平米、合計135平米。転用目的、駐車場。構造規模、砂利敷き。工事期間、施工済み。開発許可の要否は不要でございます。受け付け年月日、令和元年6月10日。

2番。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□、地積、田957平米、合計957平米。転用目的、貸し事務所。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年7月10日から令和元年12月30日。開発許可の要否、市整備要綱に該当。受け付け年月日、令和元年6月17日。

以上です。

○議長：ありがとうございました。では、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページから6ページに移ります。4ページをおあげください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。報告第24号、議案書のとおり農地の転用届出が11件あります。事務局に説明をお願いいたします。

○萩尾係長：読み上げて、説明にかえさせていただきます。

1番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、東京都千代田区□□、□□株式会社代表取締役、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、田970平米、仮換地266.17平米、合計970平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造平家建て。工事期間、令和元年7月20日から令和2年1月17日。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年5月27日。

2番。譲受人、福岡市□□、□□。譲渡人、東京都千代田区□□、□□株式会社代表取締役、□□。届出地、□□。地積、田621平米、仮換地180.9平米、合計621平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年9月1日から令和2年2月1日

まで。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年5月30日です。

3番。譲受人、北九州市〇〇、〇〇。譲渡人、東京都千代田区〇〇、〇〇株式会社、代表取締役、〇〇。届出地、〇〇ほか1筆。地積、田655平米、仮換地208.62平米、合計655平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造平家建て。工事期間、令和元年8月20日。開発許可の要否、不要。受け付け年月日、令和元年5月30日。

4番。譲受人、北九州市〇〇、〇〇株式会社、代表取締役、〇〇。譲渡人、筑紫野市〇〇、〇〇。届出地、〇〇ほか1筆。地積、畑1,203平米、合計1,203平米。転用目的、宅地分譲、貸し駐車場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和元年6月11日から令和元年8月30日。開発許可の要否、市整備要綱の該当。宅地分譲の面積は1,000平米未満。受け付け月日、令和元年6月4日です。

5ページに移ります。

5番。譲受人、福岡市〇〇、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇。譲渡人、筑紫野市〇〇、〇〇。届出地、〇〇。地積、田422平米、合計422平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和元年7月1日から令和元年12月10日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年6月10日です。

6番。譲受人、久留米市〇〇、〇〇。譲渡人、東京都千代田区〇〇、〇〇株式会社、代表取締役、〇〇。届出地、〇〇。地積、田599平米、仮換地191平米、合計599平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年11月15日から令和2年4月15日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年6月10日です。

7番。筑紫野市〇〇、〇〇。譲渡人、東京都千代田区〇〇、〇〇株式会社、代表取締役、〇〇。届出地、〇〇。地積、田648平米、仮換地197.92平米、合計648平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年10月7日から令和2年2月20日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年6月13日です。

8番。筑紫野市〇〇、株式会社〇〇、代表取締役、〇〇。譲渡人、小郡市〇〇、〇〇。届出地、〇〇ほか1筆。地積、田971平米のうち754.78平米、合計971平米のうち754.78平米。転用目的、保育所。契約内容、賃貸借。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年7月1日から令和元年10月30日。開発許可の要否は不要です。受け付け月日、令和元年6月13日。

次のページです。

9番。譲受人、福岡市〇〇、〇〇。譲渡人、太宰府市〇〇、〇〇株式会社、代表取締役、〇〇。届出地、〇〇ほか1筆。地積、畑25.33平米、合計25.33平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年8月1日から令和元年12月30日。開発許可の要否は不要です。受け付け月日、令和元年6月14日。

10番。福岡市□□、□□。譲渡人、大野城市□□、□□。届出地、□□ほか1筆。地積、畑389平米、合計389平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年8月1日から令和元年12月30日。開発許可の要否、不要。受け付け月日、令和元年6月14日です。

11番。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、東京都千代田区□□、□□株式会社、代表取締役、□□。届出地、□□。地積、田594平米、仮換地188.11平米、合計594平米。転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年7月25日から令和2年1月7日。開発許可の要否、不要です。受け付け月日、令和元年6月20日。

以上です。

○議長：ありがとうございました。御質疑のある方、お願いいたします。どうぞ。

○委員：□□株式会社が譲渡人というのが幾つもありますけれど、これは□□株式会社が持っていたのですか、田や畑を。

○事務局：これは□□駅のところで、今、区画整理をやっているところを一旦、地権者から仮換地を□□が譲り受けて、それを建て売りで売り出しているということです。その畑や田はまだ農地のままになっていますけれども、□□が地権者から建て売り地として最初に購入されています。そして、区画整理の整地が終わっているので、それを建て売りで売りに出されているということです。

○議長：私からちょっといいですか。9番の面積は極端に小さいですが。

○事務局：これは10番と一緒にです。譲渡人が違うので別々にしています。

○議長：ああ、一緒なんですね。ほかに御質疑ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、以上で本件に関する御報告を終わらせていただきます。

それでは7ページをおあげください。

議案第15号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□番委員の□□様、よろしくお願いします。

○委員：この件につきまして、農協の開発課の□□君から、「□□さんからこんなふうに関権利移動したい」と。それで、「それでは書類を持ってきてください」ということでした。内容としては、□□さんに、農協の監事をしていらっしゃった□□さんが、息子さんに贈与という形で持っていきたいということです。場所は、□□の横に□□というのが昔あったんですけれども、その□□があったところの近くの、道路を挟んで反対側の、次のページに図面がありますが、ちょうど□□があったところの反対側の農地です。日当たりのいい田んぼで、別に問題ありません。

○議長：おそれ入りますが、この内容を読み上げていただけますか。

○委員：筑紫野市□□、□□さん。譲渡人が筑紫野市□□、□□。申請地の表示は□□。畑の723平米です。異動の内容は相手方要望で、契約内容は贈与です。ということで、親御さんが子供さんに贈与という形をとっていらっしゃいます。

○議長：ありがとうございます。1番について事務局のほうから補足説明等ありましたら、お願いします。

○事務局：失礼します。補足の説明をさせていただきます。

内容については□□委員に御説明いただいたとおりでございますが、位置的なもので申し上げますと、8ページに位置地図がついております。ちょうど真ん中の下あたりの「当該地」と、このところでございますが、ちょうど□□小の南側ですね。ちょうど□□から□□に抜ける途中でございます。

今回の申請につきましては、先ほど説明ありましたとおり、生前贈与による所有権移転ということでございます。

農地法3条の要件の確認でございますが、耕作状況とかございまして、申請に出しておりますのが、現在の□□様、□□さん、□□さんの農業の状況でございますけれども、田んぼを1万5,926平米、それから畑867平米、合計で1万6,793平米耕作をされております。農機具の関係で申し上げますと、トラクター、コンバイン、田植え機、各1台、それから草刈り機、軽トラック等を保有されているということで、お父様の□□さん、息子さんの□□さんのお二人で農業を営まされています。

あとは、地域との調和というところでいいますと、今回の申請については、引き続き野菜の作付けを行うという予定でございますが、周囲に対しては特に支障はないと思われまます。

あとは、従事の日数でございますが、□□さん、□□さんとも200日ほどの従事日数ということでの御申請でございました。

済みません、簡単ですが、以上でございます。

○議長：ありがとうございました。では、本件に対する質疑なり意見のある方、よろしくお願ひします。

(なし)

○議長：それでは、御意見、御質問等はないようでございますので、これより採決を行います。本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、次に行きます。10ページをおあげください。

議案第16号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員の□番、□□委員さん、よろしく願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積は田499平米、合計499平米。申請内容、転用目的、自己住宅。契約内容、贈与。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和元年8月10日から令和元年12月20日。審議事項について、農地の区分は第三種。地域的にどうかということでしたけれど、学校、病院、上下水道が通っているということで第三種ということ。資金の内訳、借り入れ100%。建ぺい率15.02%。開発許可は県開発許可該当ということで県のほうにも申請を同時にしておられるということ。用排水処理は条件つき。都市計画区域、市街化調整区域です。

農業委員の□□さん、推進委員の□□さんと現場を確認して、ここの申請に当たっております。□□さんと□□さんは夫婦でございまして、生前贈与ということで、実際は子供さんが住まれるというようなことをお聞きしております。別に隣地の関係でも問題はなしということで、許可申請に当たっている状況です。

以上です。よろしく願いします。

○議長：それでは、今の1番につきまして事務局より補足等ございましたら、お願いします。

○事務局：説明についてはもう□□委員さんが説明されたとおりでございまして、ほぼ説明をいただいたわけですが、今回の申請地につきましては11ページのほうに位置図を描いております。真ん中のところ「当該地」というところで、ちょうど□□コミセンの道を挟んで向かいに位置するところがございます。

生前贈与ということで、そこに長女の、家族の住宅を建築するものでございまして、今回の申請理由については、現在、長女御夫婦と子供さん二人、合計4人と同居されているということで、手狭になったということでの申請でございました。

あと補足としましては、水利承諾の条件ということで、条件つきとなっております。内容については、読み上げますと、雨水排水等については善良なる管理を行うことということでの条件が付されておりました。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。それでは、本件に対して質疑、意見のある方はお願いいたします。ございませんか。はい、どうぞ。

○委員：済みません、言葉の意味の確認ですけども、「自己住宅」というのは通常自分が住むための住宅ですか。それとも自分が所有ということの自己住宅なんですか。厳密には奥さんがもらわれて、家が奥さんの名義になるかどうか知りませんが、娘さん夫婦が住むというこ

とは自己住宅ではないですよ。表現の方法だけなので、別に反対とは思っているわけではないんですけども、確認のために。

○事務局：本案件につきましては、あくまで□□さんが申請人というか、建てるというところもございまして、そういう意味での□□さんの自己住宅という形での申請でございます。そういう見方といたしますか、娘さんではなく□□さんが建てられるというところでの自己住宅となっております。

○委員：そこから先は別に文句を言うあれではないけどですね。

○議長：よろしいですかね。ちょっとわかりにくいところもあるかもしれません。お母さんが建てられて子供さんが入られるという。

○委員：済みません、重箱をつつくような質問で申しわけないです。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、御意見等もございませんようですので、これより採決に入ります。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。全員挙手をいただきましたので御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、次に行きます。農政議案です。ページ数は打っていませんが、表紙が一部ついている分があると思います。地図の2枚後ですね。議案第11号になっているかと思えます。農政議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農地担当：読み上げて、説明とさせていただきます。1ページをごらんください。

番号1。□□。住所、□□。借受人氏名、□□。□□。所在地、□□。地目、田。面積2,622平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃借権。利用権の内容、水田。期間につきましては令和元年7月11日から令和6年6月10日の5年間となっております。賃借料につきましては玄米50キロの、新規の案件となっております。それ以降につきましては、事前にお配りしておりますので、割愛させていただきます。

2ページ目、下のほうをごらんください。合計の件数でございます。件数につきましては、新規6件、筆数19筆の、面積計3万4,229平米となっております。

説明につきましては以上になります。よろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございました。それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたし

ます。

(なし)

○議長：御意見等ないようでございますので、本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和元年第7回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。